

昭和62年 3 月 27 日

制定

(派遣留学生の募集及び選考)

第 1 条 派遣留学生の募集及び選考は、国際部が立案し、実施する。

- 2 選考は、書類審査及び面接試験（外国語試験を含む。）による。
- 3 国際部は、選考した派遣留学候補者を所属学部の教授会に報告する。
- 4 当該学部教授会は、派遣留学生を決定し、学長に推薦する。
- 5 学長は、派遣留学生を派遣先に通知し、受入れの応諾を得て派遣する。

(留学の手続)

第 2 条 派遣留学を希望する者は、留学願を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

- 2 認定留学を希望する者は、留学願に原則として履修する授業科目及び当該科目を開設する大学の概要に関する資料を添付し、国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。
- 3 派遣留学生及び認定留学生は、所属学部の教授会が指定する留学の準備及び必要な手続を行わなければならない。

(出国準備)

第 3 条 派遣留学生は、国際部が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続を行わなければならない。

(学習状況報告書)

第 4 条 派遣留学生及び認定留学生は、留学期間中、3 カ月ごとに所定の学習状況報告書を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

(帰国届の提出)

第 5 条 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届及び単位認定願を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

- 2 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を国際部を通じて、所属学部の学部長に提出しなければならない。

(学費の取扱い)

第 6 条 留学中の学費の取扱いは、次に定めるとおりとする。

- (1) 派遣留学生に対しては、留学する大学に納入すべき学費等を関西大学（以下「本学」という。）が負担する。
- (2) 認定留学生に対しては、学校法人関西大学学費規程（以下「学費規程」という。）の定めにより派遣学期の授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、

学期ごとに認定留学在籍料を本学に納入するものとし、その額は学費規程に定める。

附 則

この施行細則は、昭和62年4月1日から施行する。

(省略)

附 則

この施行細則（改正）は、2019年10月1日から施行する。